

出向者通信



No.9

2021年10月29日
J R 東海労働組合

点呼時間30分の超勤を勝ち取る！ なぜか出向先会社の社員には超勤なし？ JR東海の姑息な裁判対策か！？

出向者通信No.5で報告した、Fさんが出向している職場で点呼時間として30分の超勤がつくようになりました。当たり前のことが実現しました。

出向者通信で報告したように、Fさんの職場は9時から翌日9時までの勤務で、次勤務者との引き継ぎのための点呼が8時30分から行われています。そのためFさんは30分早く業務に就いていたのです。FさんはJR東海に対して「点呼時間として30分の超勤」を要求しましたが、JR東海の担当者は「点呼は業務として行っているものではないので支給しない」との対応で、業務に必要な引き継ぎ点呼に出ざるを得ない現実を全く無視したのです。

しかし、Fさんが54才原則出向の取消しを求めて提訴した裁判が10月27日に行われ、なんとその場で会社側弁護士から「すでに10月12日に出向会社から超勤として支給することが決まっている。本人にも15日に話をしている」と発言があったのです。

しかしこれは事実ではありません！

Fさんに超勤が支給されることについての連絡は一切なかったからです。そのためFさんは、出向先会社の担当者に確認したところ「私が伝えるのを忘れていました。30分の超勤がつきます」と対応したのです。

また、JR東海の担当者は「出向先会社の話をして超勤として30分つけることになりました」というだけで、「なぜそのような対応に変更したのか」と聞いても「出向会社と話をして・・・」というだけで、頑なに超勤を拒否していた姿勢を変えた理由については答えませんでした。

いずれにしても、現実に合わせて点呼時間の30分が超勤として実現できたことは大きな成果です。

しかし、JR東海の担当者が超勤を出さない理由として述べていた「点呼は業務として行っているものではないので支給しない」との認識が転換され改善されたわけではありません。

30分の超勤は出向会社の社員にはついていないからです。今回、Fさんにだけ超勤をつけた理由は、まさに裁判対策であるということです。

JR東海労は、出向先会社の社員に対しても、事実即した賃金が支払われるように、これからも出向先会社に改善を求めています。

私たちJR東海労は、決して泣き寝入りせず出向先での問題や労働条件改善に向けて取り組んでいきます。